

地方公共団体奨学金募集について

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
富山県教育委員会 (富山県奨学資金) 【二次募集】	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生 (2) 学業に優れた学生であって経済的理由により修学が困難であること(基準あり)。 (3) 富山県内に保護者等(親権者、後見人その他これらに準ずる方)が住所を有すること。 貸与期間：正規の最短修業年限まで	不可	貸与 自宅：45,000円 自宅外：51,000円	平成25年11月7日(木)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年10月11日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
岐阜県教育委員会 (岐阜県選奨生) 【二次募集】	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生 (2) 岐阜県内に住所を有する者の子弟であること。 (3) 人物、学業ともに優秀であること。(成績基準あり) (4) 修学に十分耐え得る健康状態であること。 (5) 経済的理由により修学が困難であること。(家計基準あり) 貸与期間：正規の最短修業年限まで (前年度の成績による継続審査あり)	可	貸与 ※日本学生支援機構と重複して貸与を受ける場合 16,000円 32,000円	平成25年11月8日(金)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年9月25日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
福島県教育委員会 (福島県奨学資金) 【二次募集】	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生 (2) 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備している者。 ア) 福島県内の高等学校を卒業した者、もしくは高等学校卒業程度認定試験もしくは大学入学資格検定に合格した者。(合格当時県内に住所を有していた場合に限る)・・・入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有しており、保護者が県内に居住していること。 イ) 福島県外の高等学校を卒業した者・・・卒業の月に福島県奨学資金を受けており、引き続き保護者が県内に居住していること。 (3) 能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者(学力・所得基準あり)。 貸与期間：正規の最短修業年限まで	不可 (ただし、給与型は可)	貸与 35,000円	平成25年10月7日(月)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年8月29日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
城陽市教育委員会 (辻教育振興奨励金)	次の条件の全てに該当する者。 (1) 本人または保護者が京都市府城陽市内に在住し、かつ、住民基本台帳に登録されている人。 学部学生(勉学奨励は2年生以上)、大学院学生 (2) 次のいずれかに該当すること。 (ア) 勉学奨励金：学力が特に優秀と認められる人。 (イ) スポーツ奨励金：全国規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めた人。 (ウ) 芸術奨励金：文学、音楽、美術等の芸術の全国規模のコンクール等において優秀な成績を収めた人。 給与期間：平成25年度末まで	可	給与 年額500,000円	平成25年8月30日(金) 城陽市に直接提出	願書配付： 教育・学生支援部 奨学厚生課奨学チーム 申込受付： 城陽市教育委員会教育総務課 〒610-0121 京都市府城陽市寺田樋尻45-26

平成25年6月26日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
新潟市教育委員会 (新潟市奨学資金)	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生及び大学院生 (2) 保護者が新潟市内に住所を有すること。 (3) 心身ともに健全で、学業に優れ、かつ修学のために経済的な支援を行うことが適当であると認められる者。 貸与期間：正規の最短修業年限まで	可	貸与 年額400,000円	平成25年7月12日(金) 新潟市に直接応募	願書配布： 教育・学生支援部 奨学厚生課奨学チーム 申込受付： 新潟市教育委員会学務課 〒951-8131 新潟市中央区白山浦1丁目425番地9 新潟市役所白山浦庁舎1号棟2階

平成25年6月4日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
豊田市教育委員会 (豊田市奨学金)	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生 (2) 成績優秀であること。 (3) 経済的な理由により就学困難であること。 (4) 保護者(親権者又は後見人)が申請時に豊田市に1年以上居住していること。 (5) 健全で品行方正であること。 貸与期間:平成25年度末まで。 (正規の最短修業年限まで毎年出願可。)	可	給与 年額270,000円	平成25年6月20日(木) 豊田市に直接提出	願書配付: 教育・学生支援部 奨学厚生課奨学チーム 豊田市ホームページ 申込受付: 豊田市教育委員会教育政策課 (豊田市役所西庁舎6階) 〒471-8501 豊田市西町3丁目6番地

平成25年5月28日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
八戸市教育委員会 (八戸市奨学生)	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生 (2) 八戸市に現在まで引き続き2年以上居住する人の子弟。 心身ともに健康であること。 (3) 学業成績が優秀であること。(基準あり) (4) 学費の支払いが困難な家庭であること。 貸与期間:正規の最短修業年限まで	可	貸与 40,000円	平成25年6月11日(火)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年5月21日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
福井県教育委員会 (福井県大学院奨学生)	次の条件の全てに該当する者。 (1) 大学院学生 (2) 福井県内に在住する者の子弟であること。 (3) 特に優れた資質を有しながら、経済的理由により著しく修学困難な者。(成績・収入基準有) 貸与期間:正規の最短修業年限まで	不可	貸与 修士・博士前期 84,000円 博士後期 117,000円	平成25年6月11日(火)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年5月15日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
新潟県教育委員会 (新潟県大学奨学生)	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生 (2) 新潟県内に居住する者の子弟。 (3) 人物・学力ともに優秀であって、経済的理由により大学において修学が困難と認められる者(成績・収入基準有)。 貸与期間:正規の最短修業年限まで	可 (ただし、日本学生支援機構第1種は不可)	貸与 41,000円	平成25年6月18日(火)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年5月9日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
松江市教育委員会 (松江市ふるさと奨学金)	次の条件の全てに該当する者 (1) 学部学生 (2) 学校卒業後松江市内に居住する意思を持つこと (3) 父母又はこれに代わる人が松江市に居住していること 経済的な理由により学費の支払いが困難であること (4) 人物及び学業成績が良好であること 貸与期間:正規の最短修業年限まで	不可 (ただし、松江市高井奨学金は可)	貸与 自宅:43,000円 自宅外:47,000円	平成25年4月1日(月) ~5月31日(金) 松江市教育委員会に直接出願	願書配付: 教育・学生支援部 奨学厚生課奨学チーム 松江市ホームページ 申込受付: 松江市教育委員会 教育総務課 〒690-8540 松江市末次町86

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
松江市教育委員会 (松江市高井奨学金)	次の条件の全てに該当する者 (1) 学部学生 (2) 父母又はこれに代わる人が松江市に居住していること 経済的な理由により学費の支払いが困難であること (3) 学業成績が特に優秀であること 貸与期間:正規の最短修業年限まで	可	給与 自宅:17,000円 自宅外:19,000円	平成25年4月1日(月) ~5月31日(金) 松江市教育委員会に直接出願	願書配付: 教育・学生支援部 奨学厚生課奨学チーム 松江市ホームページ 申込受付: 松江市教育委員会 教育総務課 〒690-8540 松江市末次町86

平成25年4月22日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
宮崎県奨学会	次の条件の全てに該当する者 (1) 学部学生 (2) 本人の生計を主として維持する者が宮崎県内に居住していること 貸与期間:正規の最短修業年限まで	不可	貸与 25,000円	平成25年5月17日(金)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年4月9日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
富山県教育委員会 (富山県奨学資金)	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生 (2) 学業に優れた学生であって経済的理由により修学が困難であること(基準あり)。 (3) 富山県内に保護者等(親権者、後見人その他これらに準ずる方)が住所を有すること。 貸与期間：正規の最短修業年限まで	不可	貸与 自宅：45,000円 自宅外：51,000円	平成25年5月8日(水)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年4月9日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
石川県教育委員会 (石川県育英資金)	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生 (2) 石川県内に現に引き続き3年以上居住する者の子弟。 (3) 勉学意欲があり、かつ、学費の支弁が困難な者(基準あり)。 貸与期間：正規の最短修業年限まで	可 (ただし日本学生支援機構は不可)	貸与 44,000円	平成25年5月7日(火)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
石川県教育委員会 (石川県育英資金) (緊急採用)	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生 (2) 石川県内に現に引き続き3年以上居住する者の子弟 (3) 次のいずれかに該当すること。 (ア) 在学する学校における学業成績が、平均水準以上であること。 (イ) 特定の分野において特に優れた資質・能力を有すること。 (ウ) 在学する学校における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあること。 (4) 家計が急変した者で次のいずれかに該当すること。 (ア) 主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、又は早期退職した場合。又、再就職したが収入が著しく減少している場合。 (イ) 主たる家計支持者が死亡又は離別した場合。 (ウ) 主たる家計支持者が破産した場合。 (エ) 病氣、事故、会社倒産、経営不振、その他家計急変の事由により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合。 (オ) 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法、天災融資法の適用を受ける著しい被害又はこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことにより、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合。 貸与期間：採用決定から採用年度末まで (継続願を提出の場合、翌年度末まで)	可 (ただし日本学生支援機構は不可)	貸与 44,000円	随時 (5月15日以降)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年4月2日 教育・学生支援部 奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
福島県教育委員会 (福島県奨学資金)	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生 (2) 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備している者。 ア) 福島県内の高等学校を卒業した者、もしくは高等学校卒業程度認定試験もしくは大学入学資格検定に合格した者。(合格当時県内に住所を有していた場合に限る)・・・入学又は入学する目的をもって住所を移転するまで県内に引き続き6ヶ月以上住所を有しており、保護者が県内に居住していること。 イ) 福島県外の高等学校を卒業した者・・・卒業の月に福島県奨学資金を受けており、引き続き保護者が県内に居住していること。 (3) 能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者(学力・所得基準あり)。 貸与期間：正規の最短修業年限まで	不可 (ただし、給与型は可)	貸与 35,000円	平成25年6月18日(火)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年3月29日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
山口県ひとつくり財団 (山口県ひとつくり財団奨学生)	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生 (2) 山口県内に生活の本拠を有する者の子弟。 (3) 向上心に富み有能な素質を有し、経済的理由により修学が困難と認められる者。 貸与期間：正規の最短修業年限まで	不可	貸与 43,000円	平成25年5月7日(月)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年3月28日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
岐阜県教育委員会 (岐阜県選奨生)	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生 (2) 岐阜県内に住所を有する者の子弟であること。 (3) 人物、学業ともに優秀であること。(成績基準あり) (4) 修学に十分耐え得る健康状態であること。 (5) 経済的理由により修学が困難であること。(家計基準あり) 貸与期間：正規の最短修業年限まで (前年度の成績による継続審査あり)	可	貸与 ※日本学生支援機構と重複して貸与を受ける場合 16,000円 32,000円	平成25年5月17日(金)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年3月25日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
長崎県育英会	次の条件の全てに該当する者 (1) 学部学生 (2) 長崎県内に住所を有する者の子弟 (3) 経済的理由により修学困難で、かつ、人物・学業とも奨学生としてふさわしい者(家計・学力基準あり) 貸与期間：正規の最短修業年限まで	可 (ただし、日本学生支援機構は不可)	貸与 41,000円	平成25年3月4日(月) ～4月26日(金) 長崎県育英会に直接出願	保護者 (主たる生計者)の居住する市町

平成25年3月4日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
茨城県教育委員会 (茨城県奨学生)	次の条件の全てに該当する者。 (1) 学部学生 (2) 茨城県内に居住する者の子弟であること。 (3) 健康で修学に十分耐え得ること。 (4) 人物・学業ともに優良であること(学力基準有)。 (5) 経済的理由により修学が困難であると認められる者(家計基準有)。 貸与期間：正規の最短修業年限まで	可 (ただし日本学生支援機構は不可)	貸与 自宅 36,000円 自宅外 40,000円	平成25年5月15日(水)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年3月1日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
札幌市教育委員会 (札幌市奨学生)	次の条件の全てに該当する者 (1) 学部学生及び大学院生 (2) 札幌市内に居住する者の子弟であること (3) 学資に乏しいこと (4) 学業優秀で奨学生にふさわしいこと 給与期間：正規の最短修業年限の範囲内	可	給与 6,000円	平成25年5月7日(火)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年2月27日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
宮崎県教育庁 (宮崎県育英資金)	次の条件の全てに該当する者 (1) 学部学生 (2) 本人の生計を主として維持する者が宮崎県内に居住していること (3) 向学心に富み優れた資質を有しながら、経済的理由により就学が困難な者(成績・家計基準あり) 貸与期間：正規の最短修業年限まで	可 (ただし、支援機構、宮崎県奨学会は不可)	貸与 ※次の3つから選択 自宅：44,000円 33,000円 22,000円 自宅外：50,000円 38,000円 25,000円	平成25年4月26日(金)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
宮崎県教育庁 (宮崎県育英資金) (緊急採用)	次の条件の全てに該当する者 (1) 学部学生 (2) 本人の生計を主として維持する者が宮崎県内に居住していること (3) 向学心に富み優れた資質を有しながら、経済的理由により就学が困難な者(家計基準あり) (4) 勉学に意欲があり、大学等の課程を確実に終了できる見込みがあること。 (5) 在学募集期間以降に家計急変の事由が発生し、その事由が次のいずれかに該当する者。(事由が発生したことを証する証明書の提出が必要) (ア)主たる家計支持者が解雇された場合、又は雇用者側の事情により早期退職した場合 (イ)再就職したが収入が著しく減少している場合 (ウ)主たる生計維持者が死亡又は当該世帯から離別した場合 (エ)病気、事故、会社倒産、その他家計急変の事由により、申請者の属する世帯の家計支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合。 (オ)火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害又はこれらに準じる程度の被害が生じたことにより、申請書の属する世帯の家計支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合。 貸与期間：採用された年度の翌年度末まで (緊急採用奨学金継続願の提出で一年間延長ができる)	可 (ただし、支援機構、宮崎県奨学会は不可)	貸与 ※次の3つから選択 自宅：44,000円 33,000円 22,000円 自宅外：50,000円 38,000円 25,000円	随時 (5月7日以降)	教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム

平成25年2月27日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム

奨学会名	出願条件等	他奨学会との重複	奨学金月額	申込締切日	願書配付及び申込受付
上越学生寮奨学生 (奨学金貸付)	次の条件の全てに該当する者 上越市、妙高市、糸魚川市出身(注)の学業に優れた学部学生、大学院学生、学術研究者 (注)対象市に3年以上住所を有した者で、同市に所在する中学校又は高等学校を卒業した者 貸与期間：正規の最短修業年限まで (学術研究者は5年間)	可	貸与 学部：70,000円 大学院及び学術研究者：100,000円	平成25年3月1日(金) ～4月16日(火) 当日消印有効 上越市に直接出願	願書配付： 教育・学生支援部 奨学厚生課奨学チーム 上越市ホームページ 申込受付： 上越市教育委員会教育総務課 〒942-8563 上越市大学下門前593番地

平成25年2月13日 教育・学生支援部奨学厚生課奨学チーム